# 戸建分譲や宅地造成等の雨水流出抑制施設について (1,000m²~10,000m²未満の場合※条例のみの場合は除く)

尸建分議寺で雨水浸逸施設を設直する場合は次のとおり設直基準を定めます。 なお、面積については開発面積が500m<sup>2</sup>以上かつ雨水浸透阻害行為の面積が1,000m<sup>2</sup>~ 10,000m<sup>2</sup>未満のことを指しており、開発面積が10,000m<sup>2</sup>を超える場合も該当する可能性があ

# ①浸透桝

画地面積100㎡未満については内径400㎜深さ600㎜(砕石H700㎜×W700㎜)の浸透桝を2個以上とし、100㎡を超えるものについては100㎡毎に2個以上の浸透桝を設置すること。(小数点以下四捨五入)

## ②浸透トレンチ

画地面積100㎡未満については内径200mm(砕石H500mm×W500mm)の浸透トレンチを2m以上とし、100㎡を超えるものについては100㎡毎に2m以上の浸透トレンチを設置すること。(小数点第2位以下四捨五入)

# ③放流管

放流管の直径は50mmとし、直近の道路側溝又は排水路等に接続するものとする。

## ④建築面積以外の空地

当該空地は雨水が浸透できるよう未舗装とするか、浸透性舗装とする。

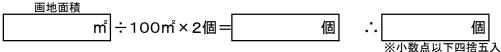
## 5 開発道路

市に帰属される開発道路については、宅地内における雨水流出抑制施設の計算に含める。 ※開発道路面積について、区画の状況に応じて面積に計上し、浸透施設を設置すること。

## ◎計算例

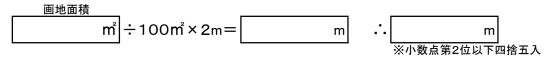
## (1)浸透桝

・画地面積100㎡ごとに2個を設置する。



#### (2)浸透トレンチ

・画地面積100㎡ごとに2mを設置する。



※開発完了検査時は、上記全数量を対象とする。(水路整備要請は、雨水各図に記載すること。)

